

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（案）
に係る意見照会に対する回答

資料4

意見番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
1	青森県	P11 第3 4(2)イ 現地調整会議の統括担当について、1団体をあらかじめ定めておくことは必要だと思いますが、現地調整会議準備会における協議の結果、複数団体になる可能性もあるのではないのでしょうか。その場合は、協議の上、先遣隊派遣団体の中から選定する必要も出てくるものと考えます。	・複数団体となる可能性が高いと考えます。その場合、筆頭団体も選定する予定です。
2	青森県	P11 第3 4(2)イ 現地調整会議に被災地域ブロック幹事県連絡要員等が派遣されると思いますが、受援都県が属する地域ブロックが同じなので幹事県の負担が大きくなるのではないのでしょうか。	・関東ブロックからはそういった意見が来ていないため、現行のままでご理解いただきたいと思います。
3	青森県	先遣隊派遣団体が統括担当と情報連絡窓口を兼ねることになりますが、応援編成計画の即時応援道府県等の数が多い東京都や神奈川県の場合負担が大きくなるのではないのでしょうか。	・統括担当や情報連絡窓口担当の選定は、むしろ受援都県の負担の軽減を目的としています。
4	福島県	南海トラフ地震のアクションプランのように、根幹となる応援編成計画を策定後すぐに見直すこととならないよう、省庁をはじめ関係機関と緊密に連携・調整を図っていただくようお願いします。	・承知しました。
5	栃木県	・P.7 第3の1の表2の注1について、「受援都県は指定都市を含む県を一単位とし、～」となっているため、「受援都県は指定都市を含む都県を一単位とし、～」と修正してはどうか	・ご意見を採用します。
6	栃木県	・本アクションプランにおいて「被災地域ブロック」に該当するのが「関東ブロック」のみである場合には、当ブロックは都県のみで構成されるため「被災地域ブロック幹事都県」と修正してはどうか (以下、修正想定箇所) ※P.4(14)、P.10(2)、P.11(4)、P.12(3)、P.15 1 ※P.11「現地調整会議のイメージ図」 ※P.12(3)「同ブロック内の都道府県から～」	・ご意見を採用します。
7	栃木県	・P.12 第3の5の第1段落の「当該都道府県」について、被害確認後応援県は県のみであるため「当該県」と修正してはどうか	・ご意見を採用します。

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（案）
に係る意見照会に対する回答

資料4

意見 番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
8	埼玉県	<p>(該当箇所) 第5 実効性確保の取組 1 受援都県と即時応援道府県等との間における平時からの取組 ・首都圏特有の課題（昼夜間人口差、帰宅困難者対応、外国人対応、高層住宅居住者対応等）への対応方針。 ・液状化、木密地域の火災等が生じた場合の対応方針。 (意見) 「対応方針」という記載のみでは、受援都県と即時応援道府県等との間で平時からどう取り組むのかが分かりづらいと思います。「対応方針の検討」や「対応方針の共有」など、他の項目と同様に取組の内容を記載した方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>・ご意見を採用します。</p>
9	埼玉県	<p>(該当箇所) 第5 実効性確保の取組 5 受援都県同士の平時からの取組 (意見) 受援都県間の情報共有、意見交換は重要だと思いますが、受援都県に国（総務省だけでなく、内閣府（防災）等も含む）も含めた情報共有、意見交換の機会が必要ではないかと考えます。本項目で示す「受援都県同士の会議」には、国も関わっていただくことが想定されているのでしょうか。</p>	<p>・受援都県間の会合については、総務省もオブザーバーとして参加します（準備会と同様）。 ・内閣府の参画については内閣府にお伝えしますが、強制はできないことにご理解いただきたいと思います。</p>
10	福井県	<p>防災の視点での検討が必要なため、貴省だけでなく、内閣府防災と連携の上、進めていただきたい。 連携例：内閣府地域防災力強化担当の準備会への参画 等</p>	<p>・内閣府の参画については内閣府にお伝えしますが、強制はできないことにご理解いただきたいと思います。</p>

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（案）
に係る意見照会に対する回答

資料4

意見 番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
11	京都府	<p>・ p.16において、現地までの移動ルートや活動拠点の調整などについては平時から即時応援道府県等と受援都県との間で調整し、被害確認後応援道府県等もこちらを参考に取るべきとされているが、重点受援県に入るまでの進出経路については国からの技術的助言をいただきたい。 (広域的な移動ルートの選定には安全性が最優先となるが、都道府県の枠を超えた道路状況については、国土交通省が有する知見が不可欠と考えるため。)</p> <p>・ 受援都県や即時応援道府県等における管内市町村との定期的な意見交換等について、自治体任せにするのではなく、内閣府（防災担当）や今後設置される防災庁を中心に、国が関与して実施していくべきではないか。（自治体毎にバラバラに実施するのでは効率が悪く、実効性の確保が不明確ではないか）</p> <p>また、以下2点については前回の応援編成計画（案）に係る意見照会と同様に意見する。</p> <p>・ 今回の割当案は一般行政職の派遣に関するものであるが、専門職を派遣する消防庁、国土交通省、厚生労働省など他省庁の計画との整合性。（令和6年能登半島地震においては複数の派遣制度が並行して適用され、派遣先が複数となることで、派遣業務等が複雑化したことが課題であった。）</p> <p>・ 迅速に初動対応を行うため、受援都県との調整を行う応援道府県・政令市の統括団体について、1団体に絞って、あらかじめ指定しておくべきではないか。（統括役の団体を複数設定し、主と副の団体を指定する場合でも、受援都県との調整は主の団体のみが行うべきではないか。）</p>	<p>・ 進出ルートについては、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において「緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する発災後に進出経路の情報が入り次第共有する。」とされており、総務省に情報が入り次第全国に共有します。</p> <p>・ 内閣府の参画については内閣府にお伝えしますが、強制はできないことにご理解いただきたいと思います。</p> <p>・ 派遣先（応援編成計画）については、関係省庁に共有します。</p> <p>・ 筆頭団体を選定するため、受援都県との連絡調整については当該筆頭団体が中心になって行うものと考えています。</p>
12	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 2 応援職員確保調整本部の設置 (2) 役割</p> <p>応援先が決まっていない即時応援道府県等（石川県、静岡市、浜松市）の応援先を調整することが、応援職員確保調整本部の役割に入っていないため、追記すべき。</p>	<p>・ 第3の2(2)ケで対応します。</p>
13	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 2 応援職員確保調整本部の設置 (2) 役割</p> <p>被害確認後応援県が応援を出せるとなった際の応援先を調整することが、応援職員確保調整本部の役割に入っていないため、追記すべき。</p>	<p>・ 第3の2(2)ケで対応します。</p>
14	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 4 受援都県における受援体制 (2) イ 現地調整会議の統括担当</p> <p>現地調整会議の統括担当ではなく、即時応援道府県等の統括担当（統括役）と分かるように表現すべき。 また、先遣隊派遣団体が複数の場合は、筆頭団体等を事前協議の上選定する旨を記載すべき。</p>	<p>・ 前者は、現行の記載で問題ないと考えます。</p> <p>・ 後者は注釈8に追記します。</p>

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（案）
に係る意見照会に対する回答

資料4

意見番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
15	兵庫県	<p>第3 応援編成計画、応援・受援体制等 4 受援都県における受援体制 (2) イ 現地調整会議の統括担当 〈現地調整会議のイメージ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括担当は、現地調整会議で選定されるわけではないため、以下文言を追記 事前協議の上選定（統括担当） ・「応援職員派遣調整チーム」ではなく、「受援都県」ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前者は、採用します。 ・後者は、第3の4(2)の「受援都県」を「受援都県（応援職員派遣調整チーム）」に修正します。図も同様です。
16	兵庫県	<p>第4 発災以降の情報共有、報告等の流れ 1 発災直後（1日目）の流れ (2) 発災直後(1日目)に応援職員派遣を開始しているのは、先遣隊のみとなるため、それに合わせた修正すべき。 ※①即時応援道府県⇒先遣隊派遣団体、②応援職員派遣⇒先遣隊の派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確保調整本部は、先遣隊派遣団体だけでなく、すべての即時応援道府県等に連絡し、対応（活動本部の設置等）を開始しているかを確認するため、現行で問題ないと考えます。
17	兵庫県	<p>第5 実効性確保のための取組 1 受援都県と即時応援道府県等との間における平時からの取組</p> <p>首都直下地震現地調整会議準備会で「先遣隊を派遣する団体の選定」を決めることを、平時からの取組に追記すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を採用します。
18	兵庫県	<p>第5 実効性確保のための取組 3 即時応援道府県等における平時からの取組</p> <p>「総括支援チーム」は被災市区町村に派遣されるチームであり、都県庁に派遣される職員の事前リスト化が含まれていないため、以下文言を修正 受援都県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員先遣隊及び応援隊の事前のリスト化（優先順位付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を採用します。
19	兵庫県	<p>第5 実効性確保のための取組 6 応援体制及び受援体制に関する補足</p> <p>ここでいう先遣隊とは受援都県に対して派遣される先遣隊であると総務省に確認したため、以下文言を削除 先遣隊（総括支援チーム）、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を採用します。
20	兵庫県	<p>全般 受援都県は、都県のみであるため、「被災地域ブロック幹事都道府県」を「被災地域ブロック幹事都県」に修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を採用します。

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（案）
に係る意見照会に対する回答

資料4

意見番号	団体名	意見 (意見提出理由および修正箇所を明確に記入願います。)	回答
21	徳島県	AP（案）9頁の「（1）先遣隊の派遣」について、WGにおいて、先遣隊を派遣する即時応援道府県等は準備会において、選定する旨の議論があったため、その旨を追記すべき。	・ご意見を採用します。
22	徳島県	AP8頁の注釈8番について、「なお、統括担当の選定にあたっては」の部分について「なお、先遣隊派遣団体の選定にあたっては」と記載した方が、本文の内容と繋がりが自然と考える。	・ご意見を採用します。
23	佐賀県	意見なし。 但し、南トラAPと同様に、先遣隊派遣団体や統括役はAPに明記すべきと考える。	・受援都県がAPに明記しない方がよいと述べておられるため、ご理解いただきたいと思えます。
24	千葉市	2 応援職員確保調整本部の設置 (2) 役割 確保調整本部の主な役割は、以下のとおりとする。 ア . . . 「カ 関係省庁に対する情報等の共有」について、関係省庁からの情報収集も役割に含めることを明確にするため、⇒「関係省庁との情報等の共有」へ修正を検討されたい。 ※応急対策職員派遣制度の要綱と記載方法を合わせました。	・ご意見を採用します。
25	浜松市	P11「第3 応援編成計画、応援・受援体制等 4 受援県における受援体制 (2) 現地調整会議の設置 イ 現地調整会議の統括担当 <現地調整会議のイメージ>」について、前述の説明で、「先遣隊派遣団体は、～統括担当を兼任する」とあるが、イメージ内の吹き出しでは「協議の上選定（統括担当）」となっているため、イメージ内の吹き出しを「兼任（統括担当）」と修正すべき。	・事前協議の上選定することを書いておく必要があるため、（）内を（先遣隊派遣団体・統括担当の筆頭団体）と修正しました。